

# 野焼きの禁止!

家庭での木くず、紙くず、廃プラスチック、ビニールなどを環境省令で定める構造施設以外での焼却(野焼き行為)は、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、火災の危険性などの原因となるため**法律で禁止**されています。

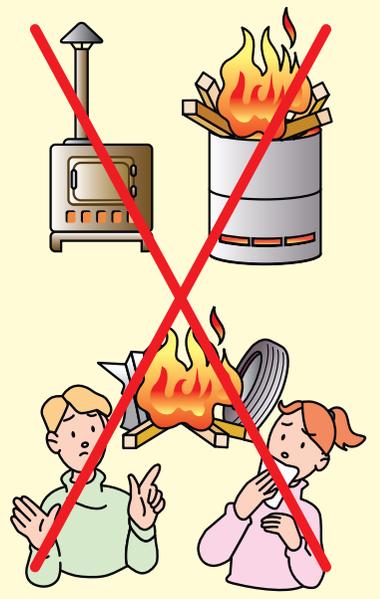
**※ 違反者には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。**

ただし、次の風俗風習や日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却は例外として認められています。

※周辺住民から煙害などの苦情が生じた場合は、軽微な焼却とは認められません。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
(例:河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うため漂着物等の焼却など)
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却など(例:災害時における木くず等の焼却など)
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の処理(例:「どんと焼き」など地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却など)
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(例:農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却など) **※廃ビニールの焼却は含まれません。**

☆家庭から出たごみは分別し、決められた方法で処理しましょう。



# ペットマナー!

～犬・猫も快適なご近所つきあいを～

愛情と責任を持って、最後まで大切に飼育をしましょう。



**※どうしても飼えなくなった場合**  
中央東福祉保健所 衛生環境課  
(電話:53-3190)に相談を!

## ■いぬ

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により、次のことが義務づけられています。

- 犬の登録(生涯1回)**  
必ず、市役所で登録(登録料:3,000円(一頭につき))
- 狂犬病予防注射(毎年1回)**  
必ず、市役所又は動物病院で接種  
・市役所では、毎年4月頃実施(登録犬には3月頃通知)
- 飼い主は、高知県動物の愛護及び管理に関する条例により、次のことが義務づけられています。**
- 飼い方**  
・犬のストレス解消のため、毎日の散歩が必要  
・散歩中は、必ず引き綱を付け、フン・尿の後始末を飼い主が行う(放し飼い犬は、野犬と見なし保護の対象)
- 飼い犬が人に噛みついたとき**  
・負傷者には病院での治療  
・保健所への報告

## ■ねこ

今、猫による苦情が多く寄せられています。次のことを必ず守ってください。

- 飼い猫は、室内で飼う**  
外飼いは、フン害やゴミあさり、器物破損など他人への迷惑行為になっている。
- 避妊・去勢手術が必要(補助制度あり)**  
メス猫は、交尾の刺激で排卵するため、一回の交尾でほぼ100%妊娠。ノラ猫を増やさない。
- ノラ猫への餌付けはしない**  
餌付け行為は、飼っていることと同じであり、他人に迷惑をかけないよう責任義務が生じます。

## し尿汲み取り・浄化槽清掃 (香南香美衛生組合許可業者名)

許可業者名	住所	電話	許可業者名	住所	電話
香長清掃(有)	香南市野市町	56-0009	㈱二ホン清掃工業 香南営業所	香南市野市町	56-2049
マルナ力興業(有)	香南市野市町	57-1230	㈱サニタリーサービスオカモト	香美市土佐山田町	53-2651
土佐衛生管理(有)	香南市赤岡町	55-1992			